

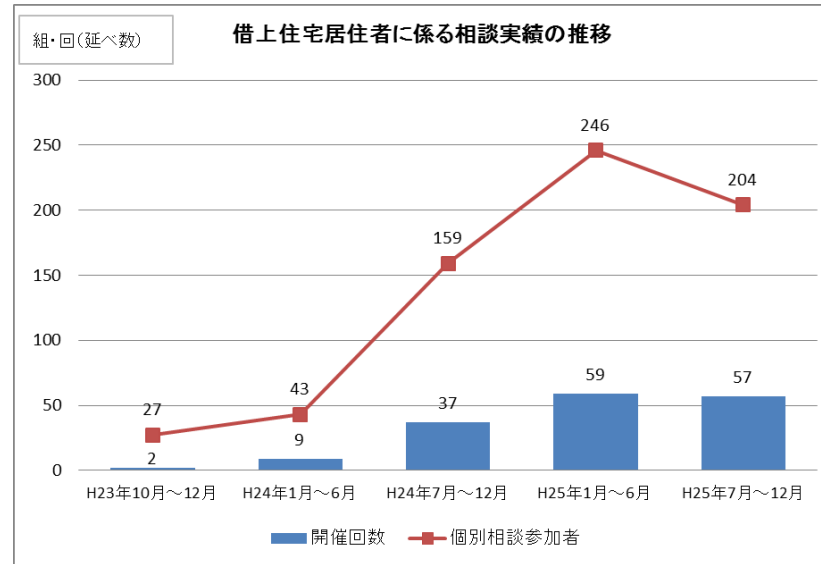
相談事業の活動実績及びご相談者からのご要望等について（平成 25 年下期）

平成 26 年 3 月

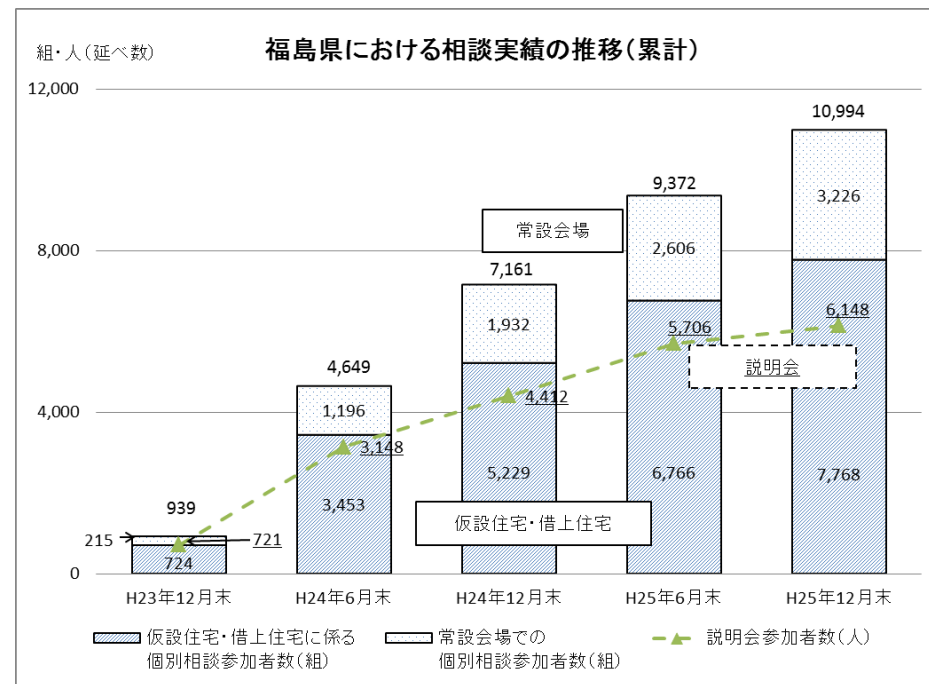
1. 相談事業の活動実績

(1) 福島県内

- ① 仮設住宅 10～11 巡目の訪問相談を実施。相談者（798 組）の 6 割が継続相談者。
- ② 借上住宅 県内各地で自治会等が逐次設立される動きに対応し、公共施設等における巡回相談を展開。



- ③ 上記のほか、県内 6 常設会場での個別相談を展開。これまでの参加者数の累計は、延べ 10,994 組、説明会が延べ 6,148 人。



(2) 福島県内外での相談実績

- ・福島県外では、山形県内での相談会や全国の弁護士会に対する委託事業を展開。
- ・こうした福島県内外で実施している個別相談に、累計で延べ 13,509 組がご参加。

2. ご相談者からのご要望等

ご要望等の総数；計 7,626 件（匿名や単なる問合せは除く。1 回の相談に複数のご要望等があれば複数項目で計上）

○ ご要望等に関する主な特徴

(1) 「財物価値の喪失・減少」に関するご要望等について（6～9 ページ参照）

「財物価値の喪失・減少」に関するものが平成 25 年 1 月～6 月（上期）と同様に最も多い（『損害賠償請求の内容に関するもの』に占める割合：33%）。

内訳をみると、上期同様、相続登記をしていない不動産や未登記不動産の賠償請求に関するご要望等が多い。また平成 25 年 3 月末から東電による実際の賠償請求手続きが開始され、具体的な賠償額が提示され始めたことを受けて、「固定資産税評価額に基づく賠償額は低すぎる」とのご要望等が増加。

(2) 「生活費増加分・避難費用」に関するご要望等について（9～10 ページ参照）

「生活費増加分・避難費用」に関するものが、2 番目に多い（同：17%）。

内訳をみると、上期同様、避難の際に支払った交通費や引っ越し費用、避難先での光熱費、水道、通信代等に関する賠償要望が多い。特に自主的避難をされた相談者の 2 人に 1 人が「生活費増加分・避難費用」の賠償請求に関して相談。

(3) 「請求手続・支払関係」に関するご要望等について（7～8、10 ページ参照）

上期と比較して、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介の申立てに関するご要望等が顕著に増加（上期 322 件→下期 528 件）。被害者の方々の間で和解仲介手続きに対する関心と認知度が高まったことに加え、実際に同センターへ申し立てようとする相談者が具体的な申立書の記載内容について弁護士に助言・確認を求めたいとのご要望等が高まっていること等によるものと考えられる。

3. 相談事業の今後の展開

(1) 福島県内の相談会

財物の賠償請求等をテーマとした説明会を開催するなど、引き続き巡回相談を推進。

(2) 福島県外の相談会

避難指示区域から避難された方々が多い 10 都県において、弁護士と不動産鑑定士による相談会を展開。

[10 都県]

宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県